

神奈川県水道広域化推進プラン 骨子案

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課
神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室

1 水道広域化推進プランの趣旨

(1) プランの目的と背景

- ・水道法改正により県の責務として「広域連携の推進役」が明記された。
- ・市町村の区域を超えた広域連携を効果的に進めるため、県が主体となり国の要請に基づいてプランを策定する。
- ・プランでは、県内水道事業の現状及び 40 年程度先の将来見通しを明らかにし、広域化シミュレーションを行ったうえで、広域化の推進方針を定め、当面の具体的取組内容及びスケジュールを示す。

(2) 検討対象

- ・県内の水道事業、簡易水道事業及び用水供給事業。

(3) 検討圏域

- ・次の3圏域とする。
- ・県東部：神奈川県内広域水道企業団、神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市
- ・県中部：秦野市、座間市、愛川町、相模原市、清川村、神奈川県企業庁（県東部と重複）
- ・県西部：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、神奈川県企業庁（箱根地区水道事業）、宮下簡易水道組合、城堀簡易水道組合

(4) 水道広域化推進プランと神奈川県水道ビジョンの関係性

- ・本プランで示す内容については、令和5年度に改定する「神奈川県水道ビジョン」に反映する。

2 現状と将来見通し

(1) 県内水道事業者の現状

・現状は、「神奈川県の水道」等で公表しているものは事業者ごとに、公表していないものは圏域単位または県全域でデータを取りまとめ、プランに記載する。

ア 水道事業者等の現状

・地域ごとに水源の確保と水道の整備を進めた結果、全国的に見ても安価な水道料金で安定給水を実現している。

イ 経営指標

・料金収入が減少となる中で、経営努力を行いほぼ黒字を確保している。

ウ 施設等の状況

・全国と比較して施設の老朽化は進んでいる。

エ 経営体制

・水道事業に係る職員数は減少している。

オ 広域連携

・古くから水道施設等の共同化及び広域化に取り組んでいる。

カ その他（計画策定・災害対応・環境）

(2) 将来見通し

・将来見通しは、各事業者が現行の経営形態で経営を継続した場合（広域化を実施しない場合）の今後 40 年程度の見通しを試算し、圏域単位及び県全域でデータを取りまとめ、プランに記載する。（「3 広域化のシミュレーションと効果」の中で、広域化を実施した場合の将来見通しと比較する）

ア 水需要の見通し

(ア) 給水人口

・高位推計及び低位推計の2ケース。

(イ) 給水量

イ 更新需要（建設改良費）の見通し

ウ 財政収支の見通し

(ア) 財源

・企業債の起債充当率は2ケース。（全国平均値と極端に大きい値を想定）

(イ) その他費用

(ウ) 給水収益

(エ) 水道料金（供給単価）

・圏域単位及び県全域で、定期的（10年間隔程度）に水道料金を改定する。

(3) 経営上の課題

- ・人口減少により有収水量の減少が続くことが予測される。
- ・全国と比較して施設の老朽化が進んでいる。
- ・45～50歳前後の職員数が多いため、10～15年後に大量の退職者が見込まれる。

3 広域化のシミュレーションと効果

(1) 広域化パターン（類型）

ア 圏域

- ・県東部圏域は、水道システムの再構築に向け進めている「施設の共同設置・共同利用（企業団施設の活用）」を対象とする。
- ・県央部及び県西部は、現時点では、業務の共同化に関する広域化シミュレーション結果に基づく「管理の一体化」を対象とする。

イ モデル事業者

- ・「事業統合」「経営の一体化」「管理の一体化」「施設の共同設置・共同利用」を対象とする。（モデル事業者でパターンごとの広域化シミュレーションを令和4年度に実施する予定。）

(2) 広域化シミュレーション

ア 県東部圏域

- ・5事業者の水道システムの再構築について、費用削減額など見込まれる効果を記載する。

イ 県央部圏域

- ・シミュレーションにより効果が見込まれる「水道メーターの共同購入」「管路台帳システムの共同化」「漏水調査業務」について、費用削減額など見込まれる効果を記載する。

ウ 県西部圏域

- ・シミュレーションにより効果が見込まれる「水道メーターの共同購入」「財務会計システムの共同化」「集金等営業業務」について、費用削減額など見込まれる効果を記載する。

エ モデル事業者

- ・シミュレーションにより、広域化パターンごとの効果額を記載する。

(3) 広域化した場合の将来見通し

- ・広域化を実施した場合の将来見通しと、広域化を実施しない場合の将来見通し（「2 現状と将来見通し（2）将来見通し」で記載）を比較し、広域化による効果を記載する。

ア 県東部圏域（三浦市を含む）

- ・圏域単位で、水道システムの再構築を実施した場合の将来見通しについて記載する。

イ 県央部圏域

- ・圏域単位で、「管理の一体化」を実施した場合の将来見通しについて記載する。

ウ 県西部圏域

- ・圏域単位で、「管理の一体化」を実施した場合の将来見通しについて記載する。

エ モデル事業者

- ・広域化パターンごとに広域化を実施した場合の将来見通しと、広域化を実施しない場合の将来見通しについて記載する。

オ 神奈川県全域

- ・圏域ごとの広域化シミュレーション結果を合算し、広域化を実施した場合の将来見通しと、広域化を実施しない場合の将来見通しについて記載する。

(4) 広域化に向けた課題

- ・国のマニュアルでは「広域化の実施・検討にあたり懸念される課題がある場合に、必要に応じて記載する。」とされており、記載内容について令和4年度に水道事業者等と調整する予定。

4 今後の広域化に係る推進方針、当面の具体的取組内容及びスケジュール

(1) 今後の広域化の推進方針

- ・圏域ごとにふさわしい連携方策の検討を進め、広域化を目指すこととした事業者には技術面、経営面での助言や国庫補助獲得の支援などを行い、多様な広域連携により持続可能な「かながわ水道」の構築に努める。

(2) 当面の具体的取組内容及びスケジュール

ア 県東部圏域

- ・5事業者は、水道システムの再構築に向け、令和5年度を目途に施設整備計画を策定したうえで、計画的に施設整備を実施する。
- ・三浦市は、5事業者による水道システム再構築の検討に直接参加していないことから、漏水調査の技術指導など、実現可能性が見込まれる連携方策について、個別に検討を行う。

イ 県中部圏域

- ・水道メーターの共同購入、管路台帳システムの共同化など、実現可能性が見込まれる連携方策について、圏域ごとの検討会において引き続き検討を行う。

ウ 県西部圏域

- ・水道メーターの共同購入、財務会計システムの共同化など、実現可能性が見込まれる連携方策について、圏域ごとの検討会において引き続き検討を行う。